

インターネットと電子商取引が創り出す情報文化

Information Culture Resulting from Internet and Electronic Commerce

成沢 広行*

要 旨

インターネットの普及が、新規ビジネスを生みだしている。米国では新車販売の16%が、電子商取引 (Electronic Commerce) で行われるようになった。プロバイダー (インターネット接続サービス提供事業者) の増加, ブラウザー (ホームページ閲覧ソフト) の機能向上が, インターネット利用者数の増大となって現れ, 電子商取引を行う仮想商店街をつくりだし, ネットプレックス (ネットワーク+コンプレックス) とよばれる通信回線を活用した新規事業を成立させている。

しかし, インターネットへの参入者数増大とともに, トレードオフな現象が生じている。インターネット上での情報の漏洩, 窃盗, 知的所有権侵害, 不正取引, 人権侵害, 中傷誹謗, 猥褻凶画陳列などの事件が起きている。このため, リスクを軽減し, 安全性を高める方策が国際機関や各国政府において論議されるようになった。

本論では, まずインターネットと電子商取引の発展経緯と特質について分析する。そして, インターネットと電子商取引によって情報公開と情報保護, 二つの情報文化が形成されていることを示す。さらに次世代インターネットのプラットフォームを構築するための情報政策と情報文化のコンセプトについて論じる。

Hiroyuki Narusawa

Abstract

Internet and Electronic Commerce by information technologies have a great social and economic impact. The number of users is growing at an alarming rate and has become a major cultural movement. This worldwide involvement ensures the public of information but also raises problems about protecting information.

Internet and Electronic Commerce will open up new possibilities and new information culture by this dialectical evolution which are competing in the global arena.

1. インターネットの発展経緯と特質

インターネットは69年, 米国国防総省傘下のARPA (国防高等研究計画局) の情報ネットワークとして開発された。この情報ネットワークの当初の目的は, 自然災害や核攻撃を受けた際に, 米

国内の通信経路を確保し, 一部の被害が全体に及ばない通信システムの構築にあった。しかし, このネットワークに85年, NSF (全米科学財団) が教育・研究面での支援を開始し, 次いでNASA (米国航空宇宙局) が宇宙開発面で相互接続を行ったことで, 情報基盤の拡張が図られてきた。

ボーダーレスなオープンプラットフォームとしてのインターネットは「ネットワークのネットワーク」とよばれ, 世界全体で接続されているホストコンピュータ数は, 92年に百万台, 95年に1千万台であったが, 97年には2千万台となる。そして,

* 桜美林大学国際学部

〒194-0213 東京都町田市常盤町3758

Obirin University

3758 Tokiwa-cho, Machida-shi, Tokyo 194-0213 Japan

Phone:0427-97-2661 Fax:0427-97-1887

E-mail: narusawa@obirin.ac.jp

97年6月でIP接続されている国は世界189カ国中171カ国に及び、1億人以上の利用者がインターネットに接続されるに至っている。

日本についてみるとインターネットに接続しているホストコンピュータの数は、92年に2万台、95年に15万台であったが、97年7月には百万台に達し、米国の1,183万台に次いで世界第2位である。またホームページは96年1年間で延べ2,700万ページに達し、プロバイダーの数は、93年において2社(AT&T JemsとIIJ)であったが、95年に34社、97年11月には2,383社(第1種電気通信事業者14社、特別2種39社、一般2種2,330社)を数え、日本のインターネット利用者数は97年12月で860万人に達した。こうした数字は年々指数関数的な増加をつづけている。

インターネットは、これまで国境の壁や組織の壁に遮られ入手困難であった様々な情報に誰もが容易にアクセスできる。電子メールは、垂直的な階層を水平的なものとし、世界中の人々とリアルタイムでの双方向型コミュニケーションを可能にした。地球規模での情報ネットワーク網の拡充によって、今こうしている間にも、世界では数千万人の人々がインターネット利用による情報検索や情報交換を国境を越えて行い、ネットサーフィンとよばれる情報文化をつくりだしている。

情報ネットワークは、これに参加するメンバーの数に比例して、その効用も増大する。これは、いくら使用してもなくならないという情報の非消耗性、情報はオリジナルに対し加工が容易である特性に、世界的規模で時空を克服しうる情報ネットワークの特質が加わったことによって限界効用逓増が生じているからである。

インターネットの特質は、集中型ではなく自立分散型にある。インターネットがもつ蜘蛛の巣状のネットワークは経路接続コンピュータであるルーターの切換えによって経路を自由に設定することができる。このため、自然災害等によってネットワークの通常経路が絶たれても、経路制御情報を操作することによって代替ルートを選定し、システムを運用していくことができる(経路自由性)。このルーターは国境を越え世界中のどこにでも設けることができるので、あたかも細胞分裂をしな

がら不断に増殖をつづける生命体のように成長していくことができる(拡張性)。そして、文字、画像、音声など様々な形態の情報を、パケット分割、圧縮(MPEG)などによって効率的に伝送するのでコストを節約することができる(経済性)。またユーザーは、不特定多数として地球全体に散在し(匿名性)、24時間・365日、時間と地理的制約を受けずに全世界的なコミュニケーションを行うことができる。また、個人であれ企業であれ誰もが容易に世界的規模の情報発信者になることができる(双方向性)。インターネットによる国際的なコンピュータ・プラットフォームの拡充は、情報へのアクセス手段を多角的にし、コミュニケーション空間を拡張している。それは、マイクの使用により肉声の到達距離を拡張しうるように、インターネットによる空間の拡大は、人々の社会的・心理的距離を近づけているのである。

2. 電子商取引の発展経緯と特質

インターネットを活用した電子商取引が事業として成立しうようになった背景には、TCP/IPとWWW(World Wide Web)ブラウザがデファクトスタンダード(事実上の世界標準)となったこと。そして、プロバイダまでの回線費用と接続料の低廉化でWWW上のホームページを主体とするビジネスに多くの利用者が参入したことによる。92年にスイスの欧州素粒子物理研究所でWWWが開発される以前は、パソコン通信を利用した商用オンラインサービスによってビジネスが行われていたが、これらは相互接続されていなかった。しかし、WWWによって、世界中に分散して存在するホームページがURLを指定すれば検索しうようになり、インターネットは世界中の多くの会員制ネットをその傘下に収めることになる。電子商取引は、WWWの閲覧ソフトの普及と共に電子メール感覚で消費者と企業との直接取引に活用されるようになった。

郵政省電気通信審議会の96年答申によると電子商取引は「情報通信ネットワーク内のビジネス空間・社会的空間を提供し、その中で一般消費者、製造業者、サービス業者、各種団体等の取引、相互交流などを実現するネットワークビジネス」と

定義している。本論では広義に「電子商取引とは、情報ネットワーク上で貨幣・商品・サービス・情報を流通させて商取引を行うこと。取引に必要な法制度、保険機構、暗号技術、マーケティング活動などの総称」とし、狭義には「商品情報の掲載、受発注、入出金・決済・送金処理、ビジネス文書の交換等をインターネットを利用して行う活動」と定義する。

広義の意味の電子商取引が開始されたのは、全国規模で銀行間のネットワークシステムが確立した70年代においてである。現金自動預金支払機(ATM)を用いたエレクトロニック・バンキングが普及し、入出金、送金、資金決済、資金移動が電子データとして処理されるようになった。さらに85年には、米国国防総省において陸海空3軍と軍事産業を結ぶ電子情報システムが、CALS(開発・生産・調達統合システム)として開発された。これは全産業的電子取引とも呼ばれている。CALSの命名は、継続的調達と製品ライフサイクル支援を行いうる機能をもつことから生まれたが、調達と戦略へのコンピュータ支援へと発展し、その後、光速の電子商取引(Commerce At Light Speed)として定義されるようになる。CALSの特質は、資源の全世界的調達、開発から納品・決済までの生産性向上にあり、業務の省力化、効率化を目的としている。

インターネットを活用した電子商取引は、インターネットの商用サービスが解禁された90年頃から始まり、95年の米国ユタ州等での「デジタル署名法」の制定、97年にはクリントン大統領が発表した「グローバルな電子商取引のための5原則と9課題」によって急速に進展し、仮想商店数は拡大し、TVショッピングや通信販売と共にマーケティングのツールとして活用されるようになった。

インターネット利用のビジネスは、WWW上のホームページを利用することにより、企業の広報(会社案内・製品公告、求人広告)、マーケティング事業、インターネット・ショッピング、座席予約や宿泊予約、電子新聞や電子雑誌等によるマスメディア事業、教育・医療分野などでの情報サービスとして活用されている。

ホームページを利用したビジネスの特徴は、国

や地域に制約されることなくどこに所在していても開店・営業でき、売場面積・商品数・商品情報は制限なく拡張可能で、メーカー、問屋、小売店、消費者を結んだ流通ルートで生じる資源消費もない。仲介・流通在庫・小売り等の取引コストを軽減でき、店舗、店員、ショーウィンドーはホームページが代行するので、施設設備費、人件費、販売経費を節減できる。またホームページの検索や商取引は、時間差型のリアルタイムコミュニケーションによって行われ、自分の都合を相手に強要することなく、いつでも、どこに所在しても可能で、取引を迅速に行うことができる。

現在、世界各国で電子マネーの商用化や実用実験が行われている。電子マネーは、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード(テレホンカード等)・商品券の機能を電子的に行うもので、決済をネットワーク上で瞬時に低コストで行うことができる。また現金等に必要とされるハンドリングコストが不要で、取引の合理化・省力化を図ることができる。

こうした潮流によって日本における仮想商店数は、95年10月に150店舗だったものが、2年後の97年10月には6,172店舗までに増加した。また、96年度の電子商取引の市場規模についてみると、米国が2,686億円に対し、日本は285億円であり、未だ小規模な市場ではあるが、日本の対前年伸び率は40倍(95年度は7億円)に達した。また、98年4月1日からの外為自由化を始めとする金融ビッグバンは、電子商取引の導入に拍車をかけている。

電子商取引に安全性と利便性が確保できれば、市場は空間的・場所的に拡大し、取引コストが引き下げられ、市場経済は在庫のない経済、生産者と消費者が直結したリアルタイム・マーケティングが実現できる。さらに、各企業・各産業分野が相互に連結されたネットワーク型の産業構造が形成される。そして、これまで効果的な経済活動を行うためにネックとなっていた時間的条件、地理的条件が解放され、経済格差と情報格差を均質化する可能性がある。今、新たに形成されつつある電子商取引市場は、ネットワーク相互を接続するインターネットとしての機能だけでなく、異業

種間クロスオーバーネットワーク、産業間リンケージとしての機能をもっている。インターネットの拡充は、これまでイントラネット（企業内情報ネットワーク）であったものが、エクストラネット（企業間情報ネットワーク）として結合され、つづいて産業間、国家間の共通情報基盤（共通プラットフォーム）の構築へと進展している。国家間の共通情報基盤は、民間組織として世界情報通信基盤委員会（G I I C）が設立されることで国際的連携が図られている。

3. 情報文化の二つの潮流

インターネットの普及によって、人々の情報発信機能が高まり、1億人を超える人々が自由に国境を越えて情報検索、情報交換等を行うようになった。これは、情報文化の変革とみなすことができる。情報文化とは情報環境によってもたらされる生活様式であり、情報環境とは情報処理活動を行う行為主体と情報ネットワーク等の情報媒体を包み込む情報化された空間をいう。また、情報化とは資源である情報の質と量が他の資源に対し増大することによって生活の変化が表出することである。すなわち、情報文化の変革とは「情報化の進展によって情報技術の利活用が促進され、生活様式が変化すること」と定義する。

この情報文化の変革の一つに情報公開の潮流がある。インターネットは、これまで国境の壁や組織の壁に遮られ入手困難であった様々な情報にアクセスすることができ、個人であれ企業であれ情報発信者となって、情報を世界に公開することができる。電子商取引市場は、物理的な店舗を必要とせず誰もがどこに所在していても開業することができ、電子メール感覚で消費者と直接取引ができる。インターネットと電子商取引は、このようにして情報公開の潮流をつくりだした。

しかし、そこには両刃の剣としてのリスクがある。このリスクによってもたらされている文化が、情報保護の潮流である。インターネットは、巨大なコピー機であり、情報入手とコピーが容易なため知的所有権侵害、外交・防衛などの機密情報漏洩、不正取引などのリスクを抱えており、その防衛手段として国家や組織による情報管理、標準化

などの情報保護が行われている。

これまで、国境・組織・階層の壁によって閉ざされてきた情報が、個人・企業・国家の利害と複雑に絡み、情報を公開するか保護するかを選択を迫るようになった。このような情報文化の形成は、図1「情報文化の二つの潮流」として示すことが

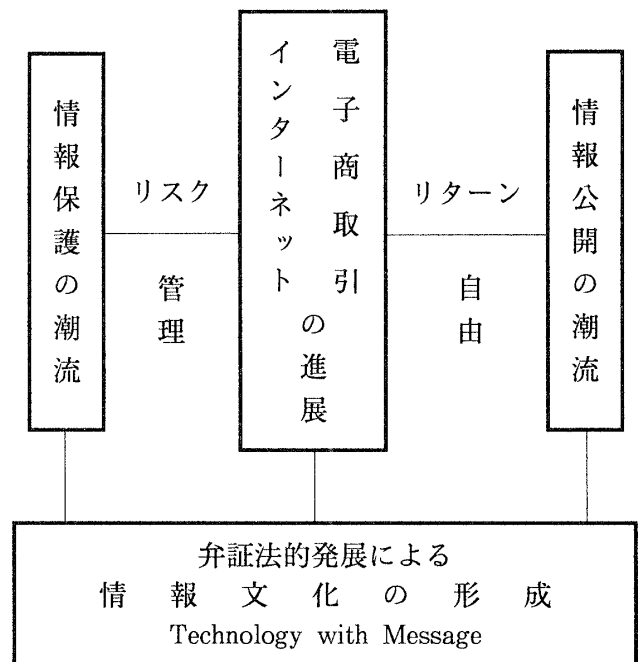


図1 情報文化の二つの潮流

できる。すなわち、インターネットによるグローバルな情報公開の潮流は、情報を世界に向けて発信しうるようにしたが、同時に情報保護の必要性を高めている。そして、この二つの潮流が弁証法的発展を遂げることによって新たな情報文化が形成されるのである。社会集団が共有する価値観の枠組みや判断の基準をパラダイムとよぶなら、情報公開と情報保護が相克する状況は、まさにパラダイムシフトである。そこで、次にこの二つの潮流がどのようにして生じてきたかについて論じる。

3. 1 情報公開の潮流

情報公開は、自由主義経済体制におけるディスクロージャーとして、また社会主義経済体制においてはグラスノチとして知られている。前者は民主化原理として、後者は開放化・市場経済化原理として育まれてきた。

インターネットは、このディスクロージャーのあり方に変革を促している。インターネットを利用した企業情報と行政情報の公開が広がってきたのである。企業の株価状況、業績動向、商品開発の進捗過程、人事情報、財務諸表、決算内容など、これまで文書にして投資家・取引先・顧客などに郵送されていたものが、インターネットを通じてリアルタイムに開示されるようになり、大幅にスピードアップされてきた。また行政情報を公開するための情報公開法が次第に整備されるようになってきている。

ディスクロージャーは29年の米国ウォール街の株価大暴落による恐慌を契機に、株式投資の公正を期するため生まれた。またグラスノスチは85年にゴルバチョフがソ連書記長に就任してから始まり、90年10月の東西ドイツ統一、その翌年のソ連邦の崩壊に結びついた。

米国では、67年に情報自由法が制定され、市民のパブリックアクセス権が認められている。この法律では、誰でも適用除外規定以外の公的情報の公開を請求できる。また76年のサンシャイン法では、行政府が関与する会議の日時・場所・議題などを国民に公開しなければならないと定められ、96年からの電子情報自由法（EFOIA）では、連邦の行政情報はインターネットなどの電子的手段で公開することが義務づけられている。

情報公開は世界各国に広がっており、次々に情報公開法が制定されている。ノルウェーとデンマークは70年に公文書公開法を、オランダとフランスは78年に情報公開法が、カナダとオーストラリアでは82年に制定され、国や行政機関の他、地方公共団体や特殊法人、公共サービスを担う民間団体に対しても法の適用が行われている。

企業情報に関する情報公開は、情報は売手と買手間で等質かつ同量（対称性）であるべきで、情報に非対称性があれば市場は崩壊する、ということがその背景理念となっている。情報公開によって、自由、公正、公平、透明な市場が確保でき、また投資家は知る権利を有する、というのがディスクロージャーの考え方である。民間企業（プライベートセクター）からスタートしたディスクロージャーは、企業経営・経済から行政・官公庁（パ

ブリックセクター）へと波及した。「あらゆる自由は知る権利から生まれ、民主化は情報公開によって保証される」のスローガンが掲げられ、国民の知る権利（情報へのアクセス権）の保障に向け発展を遂げてきた。

しかし、日本における情報公開の現状をみると、国レベルの情報公開法は国会において審議中であり未だ制定されていない。ディスクロージャーについてみれば、インサイダー取引規制が存在し、企業情報の公表要件として報道機関2社以上に公開後、12時間以上経過することが求められている。エイズ薬害、動燃、住専、官官接待などでの情報隠しにみられるように日本における情報公開は米国・欧州に比較して進展していない。日本において情報公開法制定が論議されるようになったのは、79年12月の「情報公開問題に関する連絡会議」が政府部内に設置されてからである。そして、83年に臨時行政調査会が情報公開制度を積極的に検討すべき課題として答申、94年に総務庁が「行政情報公開制度検討室」の設置、95年3月に行政改革委員会の行政情報公開部会が審議を開始し、現在は情報公開法案のとりまとめ段階にある。

またこうした情報公開の潮流は、大学にも及んでいる。情報ネットワークによって各大学に分散し管理されている図書・雑誌・マイクロフィルム・研究者情報が共通データベースとして利用しうるようになった。情報の共有化は、これまで閉鎖的であった研究機関の壁をとりはらい、学術情報が公開されてきている。また大学相互の交換授業、合同授業、単位互換などで大学機能の代替・補完的なサービスを提供しうるようになり、目的とする大学に所在しなければ実現できなかったことが、情報ネットワークの活用により、どこに所在していても可能になっている。

この大学間ネットワークは、大学相互の共生・協創関係をつくりだすことができる。これまでの経済原理が競争主体であったのに対し、ネットワークがもつ経済原理は協調と競争にある。相互依存性による協調と競争が内包され、外延することによって、大学全体の効率化、活性化がもたらされる。また、大学間の情報ネットワーク化は、単なる効率化・合理化目的に止まらず、水平的な共同

ネットワークにより大学相互の経営力の強化，大学間の経営資源の活用によって新サービスを創造しようようになるだろう。

3. 2 情報保護の潮流

情報保護の1つに知的所有権がある。79年に米国カーター大統領（就任期間：77～81）は知的所有権保護政策を表明している。そしてレーガン政権（81～88）は，82年に国家安全保障に係わる情報保護の行政命令を施行し，国益を損なう情報の外国への流出規制を図った。また85年には，米国の競争力低下は知的所有権の不備に起因すると訴えたヤングレポートが発表され，これを契機に，レーガンは87年の年頭教書で技術情報の保護強化による国際競争力の向上を訴える。またブッシュ政権（89～92）は，日米構造問題協議を開始し，クリントン政権（93～96）は，技術覇権の確立に向けテクノ・ナショナリズム政策を引き継いできた。

さらに米国国防総省は，対共産圏輸出規制と連動させながら，技術情報の保護強化を図ってきた。82年のオプトエレクトロニクス会議の発表予定論文を事前検閲し，国益を損なう恐れのある論文の発表を差し止める。また84年の複合材料会議，87年の超伝導商業応用会議への参加資格は，米国民のみとし，外国人をシャットアウトした。その他，NASA報告書の配布先規制，米国エネルギー省データベース・アクセスの外国人に対する利用制限，米国の大学・研究所への外国人留学生，研究者の受け入れ制限など先端技術の流出を防止する情報保護，技術囲い込みを行ってきた。かつて，科学技術は人類の共有財産であるとされ広く開放されてきたが，暗号技術などの先端技術は，経済・軍事的安全保障として，国家にとって戦略的意義が大きく，技術情報を保護するか，公開するかは，国益にとってきわめて重要な課題となっている。

情報保護は，人・金・物と同様に情報を守る活動である。銀行預金，土地・家・家具など物的財産，これらを守ろうとする意識をもって，行政情報・企業情報・個人情報のセキュリティを物理的・論理的に保護することである。情報保護の対象に，

私生活を乱りに侵害されない法的権利としてのプライバシー権，自己情報管理権，自己情報アクセス権がある。プライバシーを保護するとは「自己に関する情報は自らがコントロールする」という個人の人格的利益保護を基本にしている。また，競合他社に知られては困る企業機密の漏洩を保護すること（不正競争防止法，営業秘密保護法）。公務員・医師・弁護士，あるいはプロバイダーなどに求められる守秘義務（職務上知り得た他人のプライバシーを保護する）がある。さらに，外交・防衛・警察・公安など国家の安全保障に関わる行政情報の保護がある。

インターネットの情報通信システムは，情報の利便性と保全性を高めるため，ユーザーIDとパスワードによるアクセスコントロールが用いられている。ユーザーIDには，ドメイン名が使われ，第三者機関によって割当てられ，またパスワードは基本的に組織内での管理手段となっており，そのセキュリティは充分なものではない。このため近年ではインターネット上で軍事機密や顧客情報の漏洩，窃盗，知的所有権侵害，人権侵害，中傷誹謗が多発している。95年7月のフランス海軍司令本部の軍事機密漏洩，8月の米国シティ銀行での10億円盗難事件，バーチャルショップの不正取引，ユーザーID・パスワード・クレジットカード番号漏洩による現金引出，電子掲示板での名誉毀損，猥褻図画公然陳列など，インターネット利用者の増大と共に犯罪件数も増加している。

日本におけるインターネットに関わる事件には，95年11月，東京工業大学と東京理科大学のホストコンピュータに米国から不正アクセスがあり，教職員らのパスワードが盗まれる。97年5月，朝日放送のホームページの天気予報画面が書き換えられ，猥褻画像が送りこまれる。同年10月，NTT情報通信研究所のコンピュータ通信網が外部から侵入され業務データが流出する。98年1月，インターネット上のホームページで高額宝くじを販売していた業者が詐欺の疑いで逮捕されるなどの事件がおきている。

インターネットは，数多くのコンピュータを中継拠点にして情報を伝送していくためパスワード漏洩による不正侵入，電子メールの盗み読みや改

ざん、インターネット・ショッピングでの不正アクセス、不正な代金決済、不正コピー、プライバシー侵害が発生しやすい。また国境を越えた資金移動による脱税やマネーロンダリング（不正資金の洗浄）にも利用されやすい。そして、紙幣・硬貨・小切手などの決済機能を電子化した電子マネーは、使用感覚に乏しくカード破産やカード地獄を招来しやすいという点においても問題をはらんでいる。

風水害・地震・火災などの自然災害、コンピュータウィルス・不正アクセス等の人為的災害、これらから情報システムを保護することは、情報化社会がもつ脆弱性を克服することである。92年11月にOECD（経済協力開発機構）は「情報システム・セキュリティ・ガイドライン」を採択している。これは、国際的な情報ネットワーク網の拡充によって、情報システム保護対策を多国間で調整しようとするものである。またGATT（関税と貿易に関する一般協定）においても情報保護強化のための項目として知的所有権、特許権、意匠権、商標権を指定している。さらに96年12月にWIPO（世界知的所有権機関）は、情報保護強化のための交渉項目として知的財産権を指定し、インターネットを利用した違法コピーを防止するための統一ルールの制定に向けた各国の立法化への取り組みを要請した。

米国では96年2月に猥褻図画を規制するため通信品位法（CDA：Communications Decency Act）を施行しようとしたが、憲法修正第1条の表現の自由により連邦最高裁判所において違憲判決が出され現在は無効となっている。また電子商取引に課税（州側）するか、非課税（国側）とするかで州と国が対立した。ドイツでは、97年8月よりマルチメディア法が施行されインターネットをめぐる法的環境整備が行われた。OECDシンポジウムでは電子商取引において消費者を保護するため詐欺と不実表示の防止、被害救済（紛争処理・救済メカニズム）、消費者のプライバシー保護、課税・関税処理などの課題が提起されている。

インターネットのドメイン名（階層型識別子）は、商標（Trade Mark）と同様に、企業等のアイデンティティを表現するもので、96年にITU

（国際電気通信連合）とWIPOは、ドメイン名が企業や個人のアイデンティティ表示機能をもつことから商標権としてみなすべきことや、その登録を商標権の登録と同様に扱うよう勧告している。そして、その管理は国毎のNIC（Network Information Center）で行われている。

インターネットの利用の主体が、研究からビジネスに移行するにつれて、電子商取引の信頼性が追求されるようになり、デジタル署名（取引証拠を明確に残す）、取引相手を確認する認証業務（登記簿謄抄本、印鑑証明書等の電子文書化）、公開鍵の認証機関への登録など不正取引を防止するための様々な措置が講じられるようになり、これらはファイアウォール（防火壁）の役割を果たすものであるが、この安全対策のための経費は、企業の情報化投資に暗い影を落としている。

電子商取引については、電気通信事業法を改正し、インターネットのプロバイダー事業、電話事業、電子メールサービス事業等に企業が自由に参入できるようにしていく必要がある。また、サイバー法（コンピュータ犯罪法、デジタル署名法等）を立法化し、インターネット周辺の法的環境を整備していかなければならない。

4. 次世代インターネットを構築する情報政策と情報文化

95年5月、独テレコム、仏テレコム、スプリント（米国第3位の通信業者）の3社が連合し「グローバルワン」が設立された。96年11月には英国のブリティッシュ・テレコム（BT）が、米国第2位の通信業者MCIを買収し新会社「コンサート」を設立する。さらに米国第1位の通信業者AT&Tは、日本のKDD、スペイン、スウェーデン、オランダ、スイス、イタリアの通信業者と「ワールドパートナーズ」を設立し提携関係を築いている。こうした国際的企業連合が進展している背景には、インターネット・ビジネスの競争激化がある。

米国では国家情報基盤としての情報スーパーハイウェイ構想、光ファイバーによる高速通信網敷設計画、高度研究教育ネットワーク、そして国際情報ハイウェイとしての全地球的情報基盤の構築が着々と進展しつつあり、こうした中で95年8月

に通信・放送事業の自由競争を実現するための通信事業法が上下両院で可決され、97年2月にはクリントン大統領が一般教書演説の中で、ポストインターネットとしての第2世代インターネットを構築することにより、全ての12歳児がインターネットを利用することができる教育環境の実現をめざすと発表した。また7月にはグローバルな電子商取引のための5原則と9課題を発表し、政府が民間の電子商取引活動を奨励・支援し、税や手続きなど電子商取引の発展を阻害する規制の回避、法的環境整備を行うことを宣言している。

欧州においては、最大手のインターネット接続業者、EUネット（本部アムステルダム）主導で電子マネーが欧州全域に導入され、電子商取引が急速に普及している。97年7月にドイツのボンで行われた「グローバルな情報ネットワークに関する欧州閣僚会議」では、競争の促進、電子署名、認証システムの確立、情報ネットワークの利用者保護など7項目の宣言が採択され国際的連携が図られている。

5. 結論

日本においては、97年の行政機関全体でパソコンが職員1.5人に1台の割合で普及しているとき

れているが、地方自治体のLAN接続比率は31%にとどまっている。また学校でのインターネット接続は、95年から全国111の小中高校で開始されてきたが、97年の接続比率は10%に達していない。2000年までに全国3万8千の公立の小中高校をインターネットに接続する計画や光ファイバー通信網を全国の学校と病院に張りめぐらす計画があるが、国家情報基盤の構築までには至っていない。

日本の情報政策は、国内省庁や各機関の利害調整が障壁となって未整備である。高度情報化に対応していくためには、図2「共通情報基盤による電子商取引」で示すような文書の電子化や国際的認証機関の設立により国家間の情報基盤を構築する情報政策が立案されなければならない。各省庁毎の情報政策は、産業・地域・文化の情報化として総合し、システム化していく必要がある。省庁の行政サービスというレベルの枠を超えた、総合的な政策立案、そして規制や制度の緩和を行う、情報政策のグランドデザインを構築することが求められている。

情報政策はアメニティ（生活の快適性）あふれる情報文化を形成するため、計画し実施していかねばならない。この情報文化は、既に過去のものとなった処方箋によるのではなく、新たなコンセ

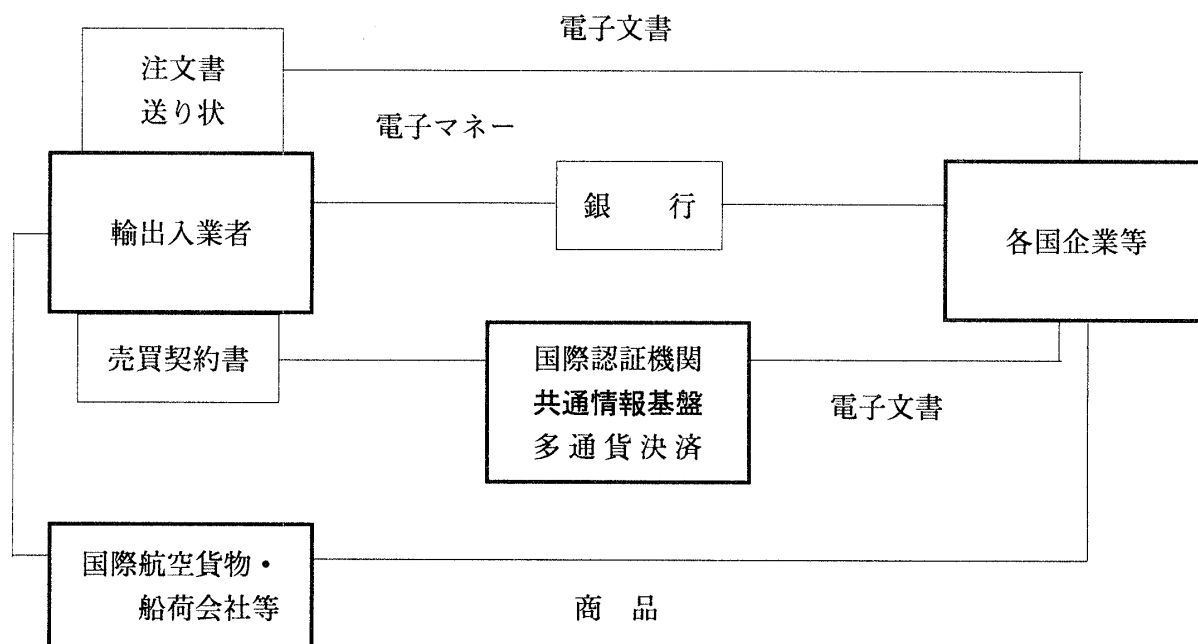


図2 共通情報基盤による電子商取引

プトを樹立する必要がある。この新たなコンセプトを抽象的な概念で表現するとしたら、発展性、可能性、刺激性、便利性、自由性、安心性、豊富性となる。これまで人々は、土地、物質、所得をより多く保有することを豊かであるための指標にしてきたと思われる。高度技術は豊かなふれあいのために活かされ、強い絆で結ばれた経済・社会を形成していかなければと願うものである。それは、Technology without Messageではなく、Technology with Message（高度技術による豊かなふれ合い）のあふれた情報文化に求めることができる。

Technology with Message のあふれた情報文化とは何か。社会は土地の、情報は種子としての特質をもっている。種子が土地にどのような根を張り枝葉を茂らせ花を咲かせるかは、どのような種子をいつ、どこに、だれが蒔くのか、生育の方法はどうかにかかっている。70年代からの情報化の進展過程は、経済先導・社会追従型のパラダイムが支配的であった。インターネットと電子商取引を生産性・効率性だけのツールとしてとらえる視点から脱却し、社会集団の調和ある発展のためのツールとしてとらえる視点が求められている。

アメニティを求める人類の心と情報技術の結合という情報文化のパラダイムを前提に、経済・社会のすべての情報の生産点において、ワン・ベスト・ウェイの模索をつづけることによって、人と人とが強い絆で結ばれた社会、豊かなふれ合いのために高度技術が活かされる社会を形成していかなければならない。

参考文献

1. A. ノーマン著『Informational Society』
Kluwer Academic Publishers, 1993
2. R. ローゼンバーグ著『The Social Impact of Computers』Academic Press, 1992
3. 吉村光威著『ディスクロージャーを考える』
日本経済新聞社刊, 1991
4. 坂井昭夫著『日米ハイテク摩擦と知的所有権』
有斐閣刊, 1994
5. 藤原宏高編『サイバースペースと法規制』
(日本経済新聞社刊, 1997)

1998年6月10日受理

1998年8月10日採録



成沢広行（なるさわ ひろゆき）

1948年長野県上田市生まれ。

長野大学卒。横浜市立大学大学院修士課程修了。東京工業大学大学院博士課程修了。学術博士（東京工業大学）。産能大学、酒田短期

大学を経て、現在、桜美林大学国際学部教授。著書『情報化社会のひずみ』（高文堂出版社）など。情報文化学会、日本社会情報学会各会員。